

地球温暖化防止森林吸収源対策に関する意見書

国においては、京都議定書で約束された森林吸収量1300万炭素トンの目標達成に向けて、平成19年度予算に約23万ヘクタールの追加措置に必要な森林整備予算765億円を計上したところである。この措置は、従来にない画期的なものと評価するものである。

しかしながら、林業採算性の低下等による森林所有者の施業意欲の減退などから、目標達成に向けた森林整備を推進することが困難な状況にある。

よって、国においては、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に資するため、厳しい林業情勢を踏まえ、森林所有者の実情に配慮した特段の措置を講じられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

環境大臣